

平成27年9月9日

答申第581号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、消費税申告の貸倒れ控除債権額に関して、「発生未収受信料一次年度回収金額 < 消費税貸倒れ控除債権総額となっており、当該控除額の超過金額が発生する原因の内容がわかる文書」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、平成18年度分および19年度分の受信料債権について、税務上および会計処理上の貸倒れ処理に関して情報提供を行った。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

なお、会計上の貸倒れ処理と消費税法に係る税務処理上の貸倒れ処理は要件が異なる。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年8月7日（第221回審議委員会）第587号諮問、審議
9月9日（第223回審議委員会）審議、答申